

答 申 書
(答 申 第 333 号)

令和3年(2021年)5月24日

1 審査会の結論

北海道知事が、開示請求に係る公文書のうち、「予算要求資料」を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙2のとおり(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「アイヌ子弟大学等修学資金等貸付の運用状況に関する文書で道が保有するもの過去5年分 令和2年6月3日を基準として、過去5年分とする。」である。

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、別紙1の1(1)ないし(36)に掲げる文書を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、別紙1の1(1)ないし(36)の公文書のうち、(16)、(23)及び(29)の公文書に添付された「予算要求資料」が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして、令和2年8月7日付けア政第253号で公文書一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 6号情報の該当性について

条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを、非開示情報として定めている。

なお、本号に規定する「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしている事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより、反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できることが必要であるとされている。

(4) 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした予算要求資料(以下「本件非開示部分」という。)について、概ね次のとおり主張する。

ア 本件非開示部分は、次年度予算に関し、財政課と協議を行う予算要求額の積算資料であり、条例第10条第1項第6号の「入札予定価格に係る積算資料」に類するものとして、「その他道等の事業に関する情報」に該当するものである。

イ 請求人は、本件非開示部分の中に、アイヌ子弟大学等資金貸付等の運用状況が含まれている可能性が高いとしているが、当該公文書は予算の積算に係る単価や想定人数などを記載しているものであり、運用状況を含んだものではない。

ウ 予算要求資料は、財政課との協議に係る資料として作成しているものであり、事業を継続的に

進めるに当たり、積算内訳が開示されると、将来に渡り公正、円滑な実施を困難にするものと判断できる。

(5) 請求人は、実施機関が6号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

ア 不開示とされたアイヌ子弟大学等資金貸付等の運用状況に関する文書で道が所有する文書は、本件非開示部分の中にも含まれている可能性が高い。予算要求資料は財政課との協議資料であり、本来は道民に開示されるのが当然の資料である。本件開示請求に係る対象公文書にこれらが含まれるのは当然であり、公益性から開示されるものと考えられる。

イ なぜ、本件非開示部分が開示されると著しい不利益が生じるか、その合理的根拠の説明がなく、また、そのような事態が発生するとも思えない。道民の税金の使い道に関する資料が開示されないのは不可解である。

ウ そもそも予算要求に使われる書類は、基礎資料を含む全てが公開されるべきである。実施機関は、予算要求資料は行政機関が事業費を積算した資料であり、開示することにより事業実施に係る積算が明らかになり、当該事業を継続して行うに当たり将来における公正、円滑な実施を著しく困難にすると認められるものであるとしているが、具体的、客観的な支障を明らかにしておらず、その基準が曖昧である。

エ 本件非開示部分のうち、積算等はアイヌ子弟大学等資金貸付等の基礎資料となるべきものであり、その運用状況と密接な関係にある。本件非開示部分の中に、本件貸付案件の基礎データや算定根拠が示されていると思われ、その開示の必要性は大きいものと判断される。

(6) 当審査会において、実施機関に対し、本件非開示部分を開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるか否か、次年度以降の事業の執行に支障を及ぼす具体的なおそれについて説明を求めたところ、概ね次のとおり説明があった。

ア 予算要求資料の中には、予算を要求するに当たり、積算に関する情報が入っているため、予算要求資料そのものが開示すべき書類ではない。

イ また、予算要求資料は、財政課との協議資料であり、事業を継続的に進めるに当たって、積算内訳を公表すると次年度以降の事業の執行に支障を来すおそれがある。

ウ 本件非開示部分に記載されている修学資金の予算積算に当たり想定する対象人数は、「アイヌ生活実態調査」により得られた情報であり、それを積算に使用している。

エ 「アイヌ生活実態調査」の実施に当たっては、調査により得られた情報は外部に公表しないという前提で調査に協力していただいているので、それらの情報の一部が記載されている本件非開示部分が公表されると、調査を実施した相手方との信頼関係が損なわれてしまい、今後、調査を実施するに当たり、協力を得られなくなるおそれがあることから開示することはできない。

そこで、本件非開示部分を開示した場合に、条例第10条第1項第6号後段の「当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる」か否かについて、以下検討する。

予算要求資料は、施策の目的、事業内容、要求金額等を取りまとめた資料で、公金の積算根拠等が記載された文書であり、公開することが前提であるが、入札予定価格などの競争を妨害するような情報が含まれている場合のように具体的支障が明らかに認められる場合にのみ非開示とすべきである。

そこでさらに、本件非開示部分に記載されている個々の情報について、非開示とする部分がないか検討する。

「アイヌ生活実態調査」を実施するに当たり、調査により得られた情報は外部に公表しないという内容が通知文書等に記載されているかどうかを確認するため、実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年北海道条例第7号）第7条第4項の規定に基づき、「北海道ア

イヌ生活実態調査」に関する文書（市町村、調査対象者への通知文書、調査用紙など）の提出を求めたところ、当審査会に提出された資料は別紙1の3の表「提出された資料」欄の公文書のとおりである。

当審査会において、提出された資料を見分したところ、実施機関の説明にあった「調査により得られた情報は外部に公表しない」という内容は、別紙1の3の表「提出された資料」欄の公文書の(8)「平成29年度北海道アイヌ生活実態調査のお願い」の中で記載されていることが認められ、調査により得られた情報は、「北海道アイヌ生活実態調査報告書」として、個々の市町村ごとの計数ではなく、全道及び総合振興局又は振興局ごとの合計値又は平均値が公表されていることを確認した。

このことから、実施機関が説明した内容は、あくまでも市町村ごとの集計は公表しないということにすぎないため、実施機関の主張には理由がないと認められる。

また、他の情報についても、実施機関に対して具体的な理由の説明を求めたが、開示することにより、事業に著しい支障を及ぼすことを客観的に判断するに足りる説明を得ることはできなかった。

条例第10条第1項第6号を適用して非開示とする場合には、単に予算要求資料であるからという名目的な理由だけでは足りず、当該事務又は事業の適正な執行に支障が生じる実質的、具体的な理由が必要である。

しかしながら、実施機関が本件処分で非開示とした情報についての理由説明には、実質的、具体的な理由があるとは認められないことから、本件非開示部分を開示したとしても、将来の事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするとは認められないため、本件処分は妥当ではなく、本件非開示部分は開示すべきであると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年12月23日	○ 諮問書の受理（諮問番号640） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和3年1月19日	○ 本件諮問事案の審議を第二部に付託
令和3年2月4日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年2月15日	○ 実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第4項の規定に基づき、資料の提出を依頼
令和3年3月9日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年4月12日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年5月21日 （第107回全体会）	○ 答申案審議
令和3年5月24日	○ 答申

別紙 1

1 対象公文書の名称

アイヌ子弟大学等修学資金等の運用状況に関する文書で道が保有するもの過去5年分

- (1) 債権現在高報告書
- (2) 平成 27 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付申請について
- (3) 平成 27 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付決定について
- (4) 平成 27 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の概算払申請について
【2件】
- (5) 平成 27 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の実績報告について
- (6) 平成 27 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の額の確定について
- (7) 平成 28 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付申請について
- (8) 平成 28 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付決定について
- (9) 平成 28 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の概算払申請について
- (10) 平成 28 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の受入について
- (11) 平成 28 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の実績報告について
- (12) 平成 28 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の額の確定について
- (13) 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例案について
- (14) 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則案について
- (15) 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付実施要綱の一部改正について
- (16) 平成 29 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付申請について
- (17) 平成 29 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付決定について
- (18) 平成 29 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の概算払申請について
- (19) 平成 29 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の受入について
- (20) 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部改正について
- (21) 平成 29 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の実績報告について
- (22) 平成 29 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の額の確定について
- (23) 平成 30 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付申請について
- (24) 平成 30 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付決定について
- (25) 平成 30 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の概算払申請について
- (26) 平成 30 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の受入について
- (27) 平成 30 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の実績報告について
- (28) 平成 30 年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の額の確定について
- (29) 令和元年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付申請について
- (30) 令和元年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の交付決定について
- (31) 令和元年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の概算払い申請について
- (32) 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例案について
- (33) 令和元年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の受入について
- (34) アイヌ子弟高等学校等進学奨励費事業（大学）実施要綱の一部改正について
- (35) 令和元年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の実績報告について
- (36) 令和元年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学））の額の確定について

2 開示しない部分とその理由

開示しない部分	開示しない理由	適用条項
「平成 29、30、令和元年度教育振興事業費補助金（アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（大学）の交付申請について」のうち、「予算要求資料」	北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 6 号に該当道の事業に関する情報であって、開示することにより当該事業の円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの	北海道情報公開条例第 10 条第 1 項第 6 号（事務又は事業の実施に関する情報）

3 実施機関から提出された資料

提出を求めた資料の内容	提出された資料
「北海道アイヌ生活実態調査」に関する文書（市町村、調査対象者への通知文書、調査用紙など）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査実施要綱 (2) 平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査補足説明資料 (3) 北海道アイヌ生活実態調査における道としての個人情報保護に係る考え方 (4) 平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査【市町村調査】 (5) 平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査【地区調査】 (6) 平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査【世帯調査】 (7) 平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査【アンケート調査】 (8) 平成 29 年度北海道アイヌ生活実態調査のお願い